

平成 21 年 12 月 21 日

技術士（農業部門・植物保護）の資質について

技術士育成推進委員会

（はじめに）

平成 16 年 4 月 1 日、技術士（農業部門・植物保護）が誕生した。それ以来、日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会、日本農薬学会、日本雑草学会、植物化学調節学会は委員会を設置し、技術士試験の受験奨励を行うとともに技術士（農業部門・植物保護）の社会での活躍の促進について積極的に取り組んできた。

技術士（農業部門・植物保護）が社会で活躍するに当たり、どのような知識、技術を有する必要があるのか具体的に検討し、以下のように取りまとめた。これらの事項を習得した技術士（農業部門・植物保護）が社会で活躍し貢献することを期待する。

（技術士の資質と責務）

- 食料、農業、農村に関する幅の広い知識
- 植物（作物・樹木等）の病害、虫害、雑草の診断や同定に関する知識と技術
- 病害、害虫、雑草の発生生態と防除に関する知識と技術
- 病害、害虫、雑草の総合防除等に関する知識と技術
- 農薬取締法、農薬登録のしくみ、農薬の安全性に関する知識
- 農薬の種類、作用機構に関する知識
- 農薬の使用方法に関する知識と技術
- 作物の栽培・生産・貯蔵に関する知識と技術
- 遺伝子組換え技術に関する知識
- 食品の安全に関する知識
- 環境保全に関する知識
- 日本技術士会が定めた技術士倫理要綱および技術士ビジョン 21 に記載されている技術士の倫理や役割・義務・責任の遵守。

（技術士育成推進委員会）

日本植物病理学会、日本応用動物昆虫学会、日本農薬学会、日本雑草学会、植物化学調節学会の 5 学会が設置した委員会である。

（日本植物病理学会 学会ニュース 49 号（2010 年 2 月）に掲載）